

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則 の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、住民投票における投票用紙の様式を定め、署名収集委任届出書の様式を廃止する等所要の規定の整備を行うとともに、直接請求を行う際に必要となる請求書、請求代表者証明書、署名収集委任状等への請求代表者等についての記載事項に、生年月日、性別等を新たに追加するもの。

2 改正の概要

(1) 住民投票の投票用紙の様式の整備

地方自治法施行令等の一部を改正する政令において、議員・長等の解職の住民投票の投票方法を、解職に賛成の人は「賛成」を、反対の人は「反対」を自署する方法とするとともに、解散・解職の住民投票及び一の普通地方公共団体のみに適用される特別法の住民投票における投票方法を、選挙管理委員会が定めるところにより記号式で行うことができることとしたことに伴い、住民投票における投票用紙の様式を新たに定める。

(2) 署名収集委任届出書の様式の廃止

地方自治法施行令等の一部を改正する政令において直接請求の請求代表者が署名の収集を委任する場合に提出することとされている署名収集委任届出書が廃止されたことに伴い、署名収集委任届出書の様式を廃止する。

(3) 各種様式への記載事項の追加

条例制定（改廃）請求や合併協議会設置の請求等の際に必要な請求書、請求代表者証明書、署名収集委任状、署名収集証明書について、資格審査を正確かつ迅速に実施するため、請求代表者等に関する記載事項を氏名、住所、生年月日、性別とし、様式を改める。

3 施行期日

平成25年3月1日